

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する

令和6年 月 日

「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会  
会長 竹田 博康

## 1 業務の概要

### (1) 委託業務名

観光地マーケティングに関するアドバイザー業務

### (2) 委託業務の目的

新型コロナ禍において旅行者の旅の価値観や情報接触態度は大きく変化し、これまでの経験をもとにしたマーケティング手法では、その変化に十分に対応できず、今後の旅行需要の回復期における効果的な事業展開が困難となる恐れがある。新型コロナ禍を経て、アドベンチャーツーリズムの台頭やサステナブルツーリズム、スロートーリズムなど、大きく変化していく旅行市場に対し、あらためて、旅行者のニーズ、対象市場、効果的な情報伝達手段等を明らかにした上で、効果的なプロモーション施策を実施するとともに、高まった奈良県への旅行需要を来訪者数や観光消費額の増加に繋げていくために、旅行者が地域の観光商品・サービスを予約手配可能な流通環境を整えていくなど、奈良県域の関係団体における総合的なマーケティング戦略の構築が求められる。

そこで、奈良県、奈良県ビジターズビューローをはじめ、県内市町村における観光振興セクションやDMOの実務担当者を対象にした観光地マーケティングに関する専門家または実務経験者によるアドバイスを行う。

### (3) 委託業務の内容

#### ① アドバイザー業務

### (4) 委託料上限額

3, 0 0 0千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### (5) 委託業務の仕様等

以下4の(2)により配付する「観光地マーケティングに関するアドバイザー業務委託事業者仕様書（以下『募集要項』という）」に示すところによる。

### (6) 委託期間

契約締結日から令和7年2月14日まで

## 2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 令和6年10月25日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く）

- ⑤ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）
- ⑦ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先  
〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階  
「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会事務局  
(一般財団法人奈良県ビジターズビューロー内)  
TEL 0742-23-8288 FAX 0742-23-8289
- (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和6年10月25日から令和6年11月4日午後5時までの間に、4の(1)に示す場所または一般財団法人奈良県ビジターズビューローホームページから入手するものとする。

(3) 参加申込書の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

## 5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

## 6 受託者との契約

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

## 7 その他

(1) 企画提案への参加に係る経費

本業務の企画提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書等の返却

提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他、本業務の詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。